

飯塚市国民健康保険特定健康診査等実施要綱(平成29年飯塚市告示第8号)の一部
を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市国民健康保険特定健康診査等実施要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
(健診結果の提供の不同意) 第12条 <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>及び国民健康保険中央会が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、加入者が加入していた保険者に対し、当該加入者の健診結果の写しの提供を求めるにあたり、加入者が保険者間の情報提供を希望しない場合は、オンライン資格確認等システムによる保険者からの特定健康診査情報の提供に関する不同意申請書を提出しなければならない。	(健診結果の提供の不同意) 第12条 <u>社会保険診療報酬支払基金</u>及び国民健康保険中央会が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、加入者が加入していた保険者に対し、当該加入者の健診結果の写しの提供を求めるにあたり、加入者が保険者間の情報提供を希望しない場合は、オンライン資格確認等システムによる保険者からの特定健康診査情報の提供に関する不同意申請書を提出しなければならない。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。